

定 款

令和4年6月29日

東海染工株式会社

# 東海染工株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

**第 1 条** 当社は、東海染工株式会社と称し、英文では Tokai Senko K.K. と表示する。

(目 的)

**第 2 条** 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種繊維製品並びにその原料の精練、漂白、染色、捺染及びその他の加工
- (2) 各種繊維製品の企画、製造及び販売
- (3) 染料、薬品その他各種化成品の製造販売
- (4) 染色加工機械、その他各種産業機械の設計、製造及び販売
- (5) 技術及び情報の販売
- (6) 倉庫業
- (7) 一般貨物自動車運送事業
- (8) 請負委託により、指定する場所における乳幼児の保育サービスの提供
- (9) 不動産の賃貸借及び管理
- (10) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

**第 3 条** 当社は、本店を愛知県清須市西枇杷島町に置く。

(機 関)

**第 4 条** 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

**第 5 条** 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

**第 6 条** 当社の発行可能株式総数は、1,000 万株とする。

(単元株式数)

**第 7 条** 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第 8 条** 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号で掲げる権利

- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

**第 9 条** 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

**第 10 条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株式名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

**第 11 条** 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

**第 12 条** 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第 13 条** 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

**第 14 条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

**第 15 条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

**第 16 条** 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第 17 条** 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

**第18条** 当社の取締役は11名以内とする。

(選任方法)

**第19条** 取締役は、株主総会において選任される。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

**第20条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

**第21条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(顧問又は相談役)

**第22条** 当社は、取締役会の決議により、顧問又は相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

**第23条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

**第24条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

**第25条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

**第26条** 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

**第27条** 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

**第28条** 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

**第29条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

**第30条** 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

**第31条** 監査役は、株主総会において選任される。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

**第32条** 当社は、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

② 補欠監査役の選任の効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

**第33条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

**第34条** 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

**第35条** 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

**第36条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規程)

**第37条** 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

**第38条** 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

**第39条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

**第40条** 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

**第 41 条** 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

**第 42 条** 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

**第 43 条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 前項の配当財産には利息を付けない。

## 附則

**第 1 条** 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。